

5. 自然環境保全基礎調査

（環境省のホームページより抜粋）

概要

自然環境保全基礎調査とは、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について、国土全体の状況を調査したものです。

調査結果は報告書及び地図等にとりまとめられたうえ公表されており、これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行政の他、各種地域計画や環境調査等の各方面において活用されています。

基礎調査項目の一覧

基礎調査は、自然環境保全基礎調査と生物多様性調査に大別されます。

自然環境保全基礎調査は、総合取りまとめ、陸域（動植物、地形地質、すぐれた自然調査）、陸水域（河川湖沼）、海域（海域自然、海岸、藻場等）に分けられ、生物多様性調査は、生態系、種、遺伝子に分けられています。

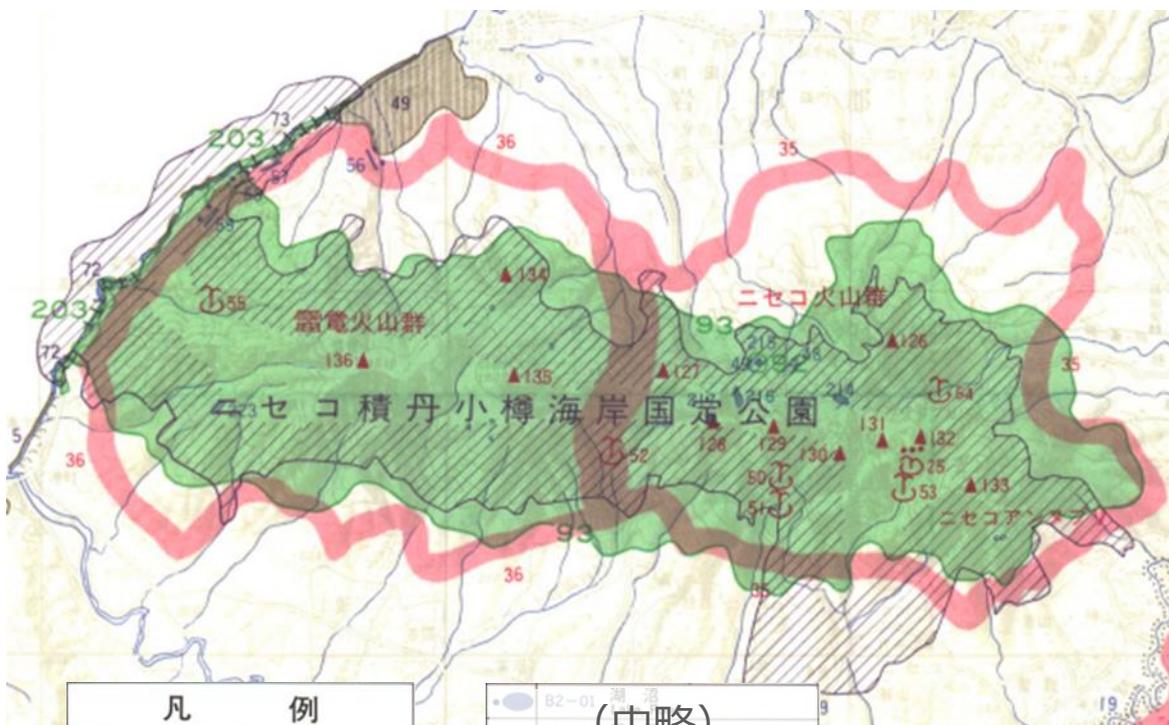
自然環境保全基礎調査	調査対象		調査名
	総合取りまとめ		総合取りまとめ
	陸域	植物	植生調査
			特定植物群落調査
		(中略) 巨木林調査	

自然環境保全基礎調査	調査対象		調査名
	陸域		昆虫 (中略)
		地形地質	表土改変状況調査
			自然景観資源調査
	すぐれた自然調査	すぐれた自然調査 (以下省略)	

5. 自然環境保全基礎調査

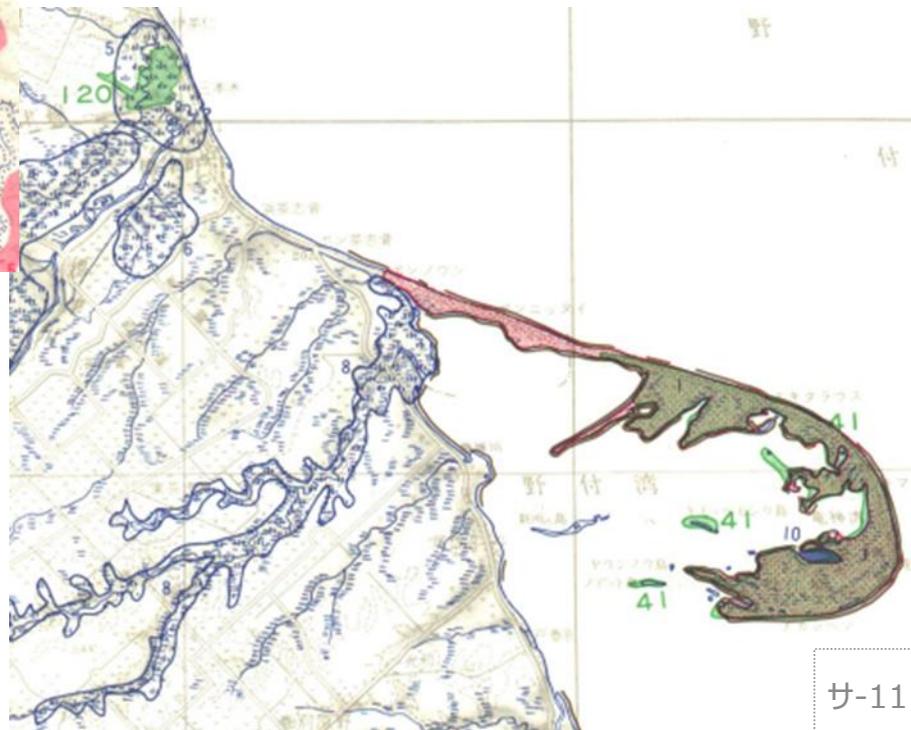
（環境省のホームページより抜粋）

[北海道自然環境情報図（ニセコ積丹海成段丘）]



※区域詳細の図面は
見つかりませんでした。

[北海道自然環境情報図（野付湾の砂嘴）]



凡 例	
	特定植物群落 Specific plant communities
	A1-01 火山群 (Quaternary volcano (Quaternary volcanic group))
	A1-02 火山 Component volcano
	A1-03 火山性高原(台地状) Volcanic table plateau
	A1-03 火山性高原(台地状をなさないもの) Volcanic highland
	A1-04 火口・カルデラ Crater・Caldera
	A1-06 流れ山群 Flow mounds
	A1-07 特徴的な稜線 Knife ridge
	A1-08 溶岩トンネル・風穴 Lava tunnel
	A1-10 地獄・泥火山 Fumarole field・Mud volcano
	A1-11 噴泉 (中略)
	A1-12 噴煙 Fumarole

	B2-01 湖沼 (中略)
	B2-02 湖沼 Moat
	B3-01 溺れ谷 Drowned valley
	B3-02 海成段丘 Marine terrace
	B3-03 断層海岸 Fault coast
	B3-05 多島海 Archipelago
	B3-06 隆起サンゴ礁 Elevated coral reef
	B3-08 砂嘴 Sand spit
	B3-09 砂州 Sand bar
	B3-10 陸けい砂州 Tomboles
	B3-11 砂丘 Sand dune
	B3-12 海食崖 Sea cliff
	海食崖 (以下省略)
	海食崖 Sea cave

6. 自然景観保護地区

（北海道自然環境等保全条例より抜粋）

概要

自然景観保護地区とは、森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区として、道知事が指定した地区のことです。（北海道自然環境等保全条例第22条第1項）

自然景観保護区域における行為の届出

環境緑地保護地区等の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

（北海道自然環境等保全条例第25条第1項）

- （1） **その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること**
- （2） 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- （3） 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- （4） 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- （5） 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- （6） 規則で定める木竹の伐採を行うこと。

知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。（北海道自然環境等保全条例第25条第2項）

6. 自然景観保護地区

(北海道及び各(総合)振興局のホームページより抜粋)

[自然景観保護地区の表示]

区分	名称	指定年月日	所在地	指定面積 (ha)	内 訳						
					特別地区	普通地区	国有地		公有地		私有地
							特別地域	特別地域	特別地域	特別地域	
環境緑地保護地区等	環境緑地地区	114地区	-	3,968			711		1,953		1,304
	自然景観地区	32地区	-	16,730			7,401		2,444		6,885
	学術自然地区	23地区	-	1,210			636		562		12
	小計	169地区	-	21,908			8,748		4,959		8,201

桂沼自然景観保護地区

拾山の自然環境TOP 保護地区一覧 案内図 次: 小林の杉

桂沼自然景観保護地区	
場所	上ノ国町早川(道有林内)
面積	23.52ha
指定年月日	平成9年5月23日
説明	
桂沼自然景観保護地区は、標高510mの桂沼と天然のだけカンバやブナなどを主とする広葉樹からなる約23ヘクタールの区域です。 石崎川支流、山神沢川の上流に位置し、オオサクラソウなどの植物が見られ、アカゲラなどの野鳥やエソルリイトトンボなども生息しており、学術的にも貴重なところ です。	

№	(総合)振興局	名称	種類	市町村	位置	面積 (ha)	行 概	指定年月日
7	空知	不動の滝	自然景観	栗山町	栗山町字南角田122の3の一部他	1.49	不動の滝とその周辺樹林地の良好な自然景観	\$50.8.4
21	石狩	手稲山南	自然景観	札幌市	札幌市手稲区手稲金山173の1の一部他	3,637.48	手稲山周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
22	石狩	八剣山	自然景観	札幌市	札幌市南区国有林定山溪事業区1010林班他	248.72	八剣山周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
23	石狩	鳥帽子岳	自然景観	札幌市	札幌市南区国有林定山溪事業区306林班他	120.19	鳥帽子岳周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
24	石狩	春香山	自然景観	札幌市	札幌市南区国有林定山溪事業区385林班他	288.33	春香山周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
25	石狩	定山溪天狗山	自然景観	札幌市	札幌市南区国有林定山溪事業区432林班他	177.45	定山溪天狗山周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
26	石狩	余市岳	自然景観	札幌市	札幌市南区国有林定山溪事業区537林班他	3,061.70	余市岳周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
46	後志	奥沢水源地	自然景観	小樽市	小樽市天神2丁目105他	438.54	奥沢水源地周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
47	後志	王子小樽山林	自然景観	小樽市	小樽市朝里川温泉1丁目546の1他	4,081.82	王子小樽山林周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
48	後志	小樽天狗山	自然景観	小樽市	小樽市国有林札幌事業区144林班他	222.23	小樽天狗山周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
57	胆振	トッカリシヨ	自然景観	室蘭市	室蘭市大沢町3丁目294他	58.67	トッカリシヨ周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
61	胆振	中登別	自然景観	登別市	登別市中登別町58の1他	21.24	中登別周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
71	胆振	稚鹿岳	自然景観	伊達市	伊達市奈蘭事業区188林班他	290.71	稚鹿岳周辺の樹林地の景観、カンバ類純林、小滝	\$47.3.1
75						753.00		
84						531.69		
89						207.42		
90						26.28		
96						274.69		
97	渡島	相沼湖	自然景観	八雲町	八雲町熊石泉岱町15他	163.23	相沼湖とその周辺樹林地の良好な自然景観	\$50.8.4
98	釧路	桂沼	自然景観	上ノ国町	上ノ国町早川497の1の一部	23.52	桂沼とその周辺樹林地の良好な自然景観	H9.5.23
101	釧路	小林の杉林	自然景観	せたな町	せたな町大成区宮野653の1他及び654	50.53	道南を代表するスギの人工林	\$63.10.27
108	上川	忠烈布	自然景観	名寄市	名寄市風運町池の上139他	145.64	忠烈布貯水池及びこれを囲む針広混交林、多くの野鳥、水鳥	\$49.10.13

[自然景観保護地区](同上)
 森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区
 十勝管内では、3箇所を指定しています。

名称	所在地	面積 (ha)	指定年月日
岩内仙峡	釧路市岩内町70の1他	23.61	昭和49年3月30日
新田牧場	幕別町字新和162の111の一部	44.76	昭和49年3月30日
羊古志潭	新得町字新得608他	12.36	昭和49年3月30日

(以下省略)

7. 自然再生の対象となる区域

（環境省のホームページより抜粋）

概要

自然再生の対象となる区域とは、自然再生全体構想を作成する際に、自然再生基本方針に即して定めるものとされた区域のことです。

自然再生全体構想とは、次のことを定めるものとされています。（自然再生推進法第8条第3項）

- 一 自然再生の対象となる区域
- 二 自然再生の目標
- 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- 四 その他自然再生の推進に必要な事項

自然再生の対象となる区域の検討における留意事項

- ・ 自然再生の対象となる区域は、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定する必要があります。
- ・ 協議会が設定した「自然再生の対象となる区域」については、**地図等に明示しながら記載**します。
- ・ 「自然再生の対象となる区域」の範囲は、自然再生の内容によって異なることもあり、**どのような区域を設定するのかといった具体的な基準等を設けていません**。

7. 自然再生の対象となる区域

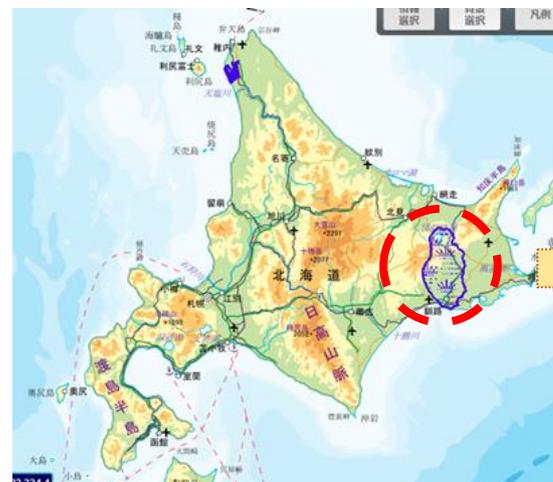
(環境省のホームページより抜粋)

[釧路湿原自然再生全体構想の対象範囲]



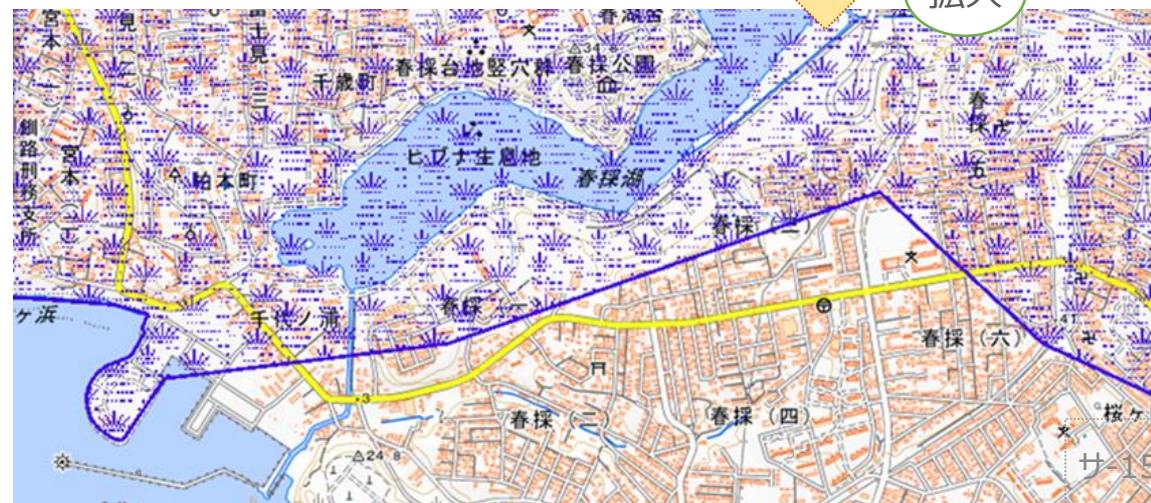
「関係する6つの市町村」

[自然再生事業資料 自然再生協議会、環境省自然環境局自然環境計画課 (EADAS)]



自然再生推進法に基づく自然再生事業実施地域
 □ 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施地域

拡大



8. 自然度 8 ランク以上の区域

（環境省のホームページより抜粋）

概要

自然度とは、「自然は人間の手のつけ具合、人工の影響の加わる度合によって、きわめて自然性の高いものから、自然性の低いものまで、いろいろな階層にわかれて存在する」という考え方に基づいて、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたものです。

自然度は、つぎの10ランクに区分され、これを植生自然度とされています。

植生自然度とは、植物社会学的な観点からみて土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標であり、それは半面人間による自然破壊の程度を示す指標でもあります。

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツ-トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ-ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリー-ミズナラ群集、クヌギ-コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

8. 自然度 8 ランク以上の区域

(環境省のホームページより抜粋)

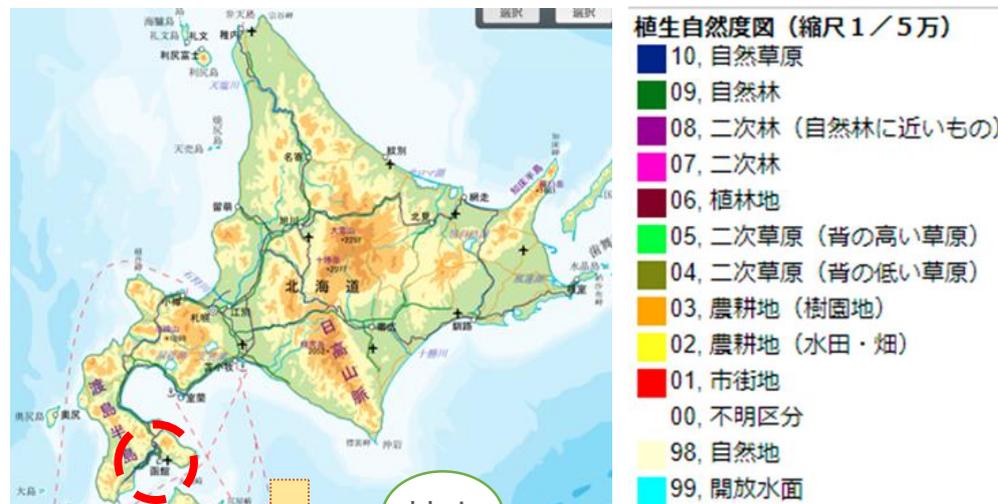
[自然度区分図 北海道]



拡大



[環境省自然環境局生物多様性センター 自然環境保全基礎調査植生調査 (第2~5回) (EADAS)]



拡大



9. 自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況及び利用の状況

（環境省のホームページより抜粋）

概要

自然との触れ合いとは、国立公園に出かけて自然の大風景に感動したり、身近な自然に接して安らぎを覚えたり、自然の仕組みを知り守ろうとしたりする、自然の恵みを楽しむ様々な活動としてとらえられます。

私たちは、人が自然生態系の構成要素のひとつであることを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となります。

自然とのふれあいは、いわば「自然を感じ、自然を思いやる人づくり、さらには行動する人づくり」の基礎となるのです。

9. 自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況及び利用の状況

（環境省のホームページより抜粋）

[EADAS]

[観光案内Webサイトなど。平成28年度時点（EADAS）]

景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

- 自然景観資源
- 観光資源
- 世界ジオパーク・日本ジオパーク
- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- **キャンプ場**
- 長距離自然歩道
- 海水浴場・潮干狩り場
- 海が見える主要な眺望点
- マリンスポーツ・レジャー
- 藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織
- 水産資源に関する情報を有する組織・機関
- スカイスポーツ
- 天文台
- 残したい日本の音風景100選
- 快水浴場百選
- 水源の森百選
- 白砂青松100選
- 美しい日本のむら景観百選
- 日本100名城
- 日本の夕陽百選
- 日本の歴史公園100選
- **さくら名所**



[日本のさくら さくら名所100選 世界文化社 1990年（EADAS）]

